

## 2 令和6年地下水採取状況 について

# 地下水採取状況について

## (1) 条例による地下水採取量報告

- 本県では、「群馬県<sup>1</sup>の生活環境を保全する条例」に基づき、次のとおり届出区域を指定し、**揚水特定施設**(※)を設置する際の届出を義務づけている。

※動力を用いて地下水を採取する施設であって、

揚水機の吐出口の断面積が19cm<sup>2</sup>を超える施設

(農業用に供される施設であって、ストレーナーの位置が50m以浅のものを除く)

### 《届出地域》

前橋市(旧大胡町、旧粕川村、旧宮城村及び旧富士見村の区域を除く)

高崎市(旧群馬町、旧箕郷町、旧倉渕村、旧新町、旧榛名町及び旧吉井町の区域を除く)

伊勢崎市(旧赤堀町の区域を除く)、太田市、館林市、佐波郡及び邑楽郡の区域

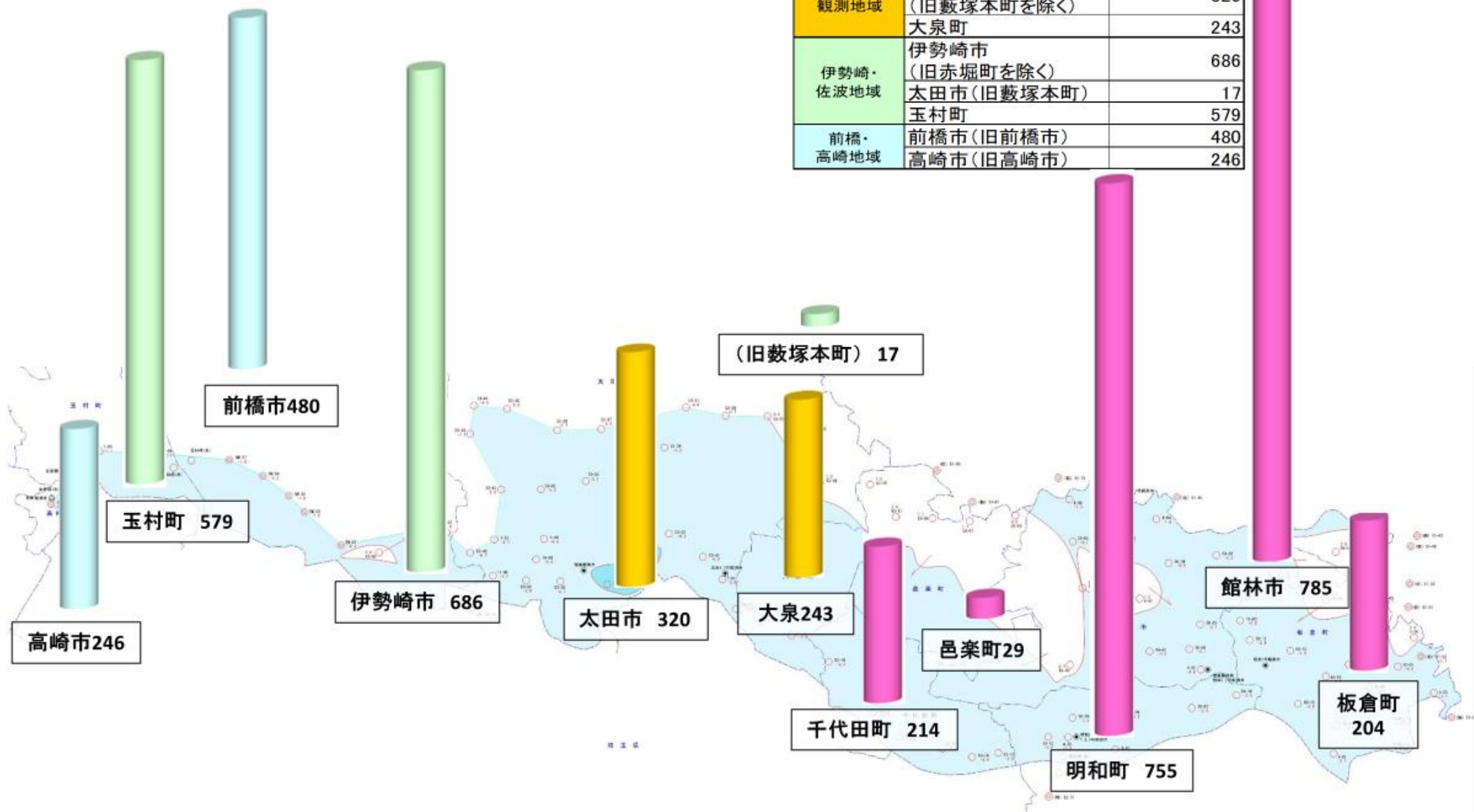
- 揚水特定施設の設置者には、年1回、月ごとの地下水採取量の報告を義務づけている。

(補足資料2-1①、2-1②)

# 地下水採取状況について

## 令和6年単年度沈下量図と 令和6年単位面積あたりの採取量

地域名	市町村名	単位面積あたり 採取量 [m <sup>3</sup> /(日・km <sup>2</sup> )]
保全地域	館林市	785
	板倉町	204
	明和町	755
	千代田町	214
	邑楽町	29
観測地域	太田市 (旧藪塚本町を除く)	320
	大泉町	243
伊勢崎・ 佐波地域	伊勢崎市 (旧赤堀町を除く)	686
	太田市(旧藪塚本町)	17
	玉村町	579
前橋・ 高崎地域	前橋市(旧前橋市)	480
	高崎市(旧高崎市)	246



※前橋市、高崎市(旧高崎市)、太田市(旧藪塚本町)については、  
一級水準測量を実施していない。

## (2) 節水の啓発パンフレット

- 各揚水特定施設の設置者あてに採取量の定期報告を求める際には、節水を啓発するためのパンフレットを同封する。
- 工業用水道の給水区域内で揚水特定施設の設置の相談があった際には、工業用水道を案内する。

**地下水を採取・利用しているみなさまへのお願い**

**地盤沈下とは**

過剰な地下水の採取によって、主として粘土層が収縮するために生じる現象です。

地下水は、雨水や河川水等の地下浸透により補給されますが、この補給に見合う以上の汲み上げが行われることで、帯水層の水圧が低下(地下水水位が低下)し、粘土層に含まれる水(間隙水)が帯水層に排出され粘土層が収縮します。

その結果、地表部では地盤沈下が発生します。

**いったん地盤沈下が起こると元に戻りません!**

**県内の地下水採取量と地盤沈下の状況**

地下水採取状況について

過去5年間の累積沈下量図と令和5年単位面積あたりの採取量

市町村名	単位面積あたり採取量 (t/ha)
前橋市	448
高崎市	240
玉川町	482
伊勢崎市	485
太田市	322
大泉町	444
茂原市	79
千代田町	282
館林市	705
桐生市	192
日野町	18

<過去5年の累積沈下量図と令和5年単位面積あたりの地下水採取量>

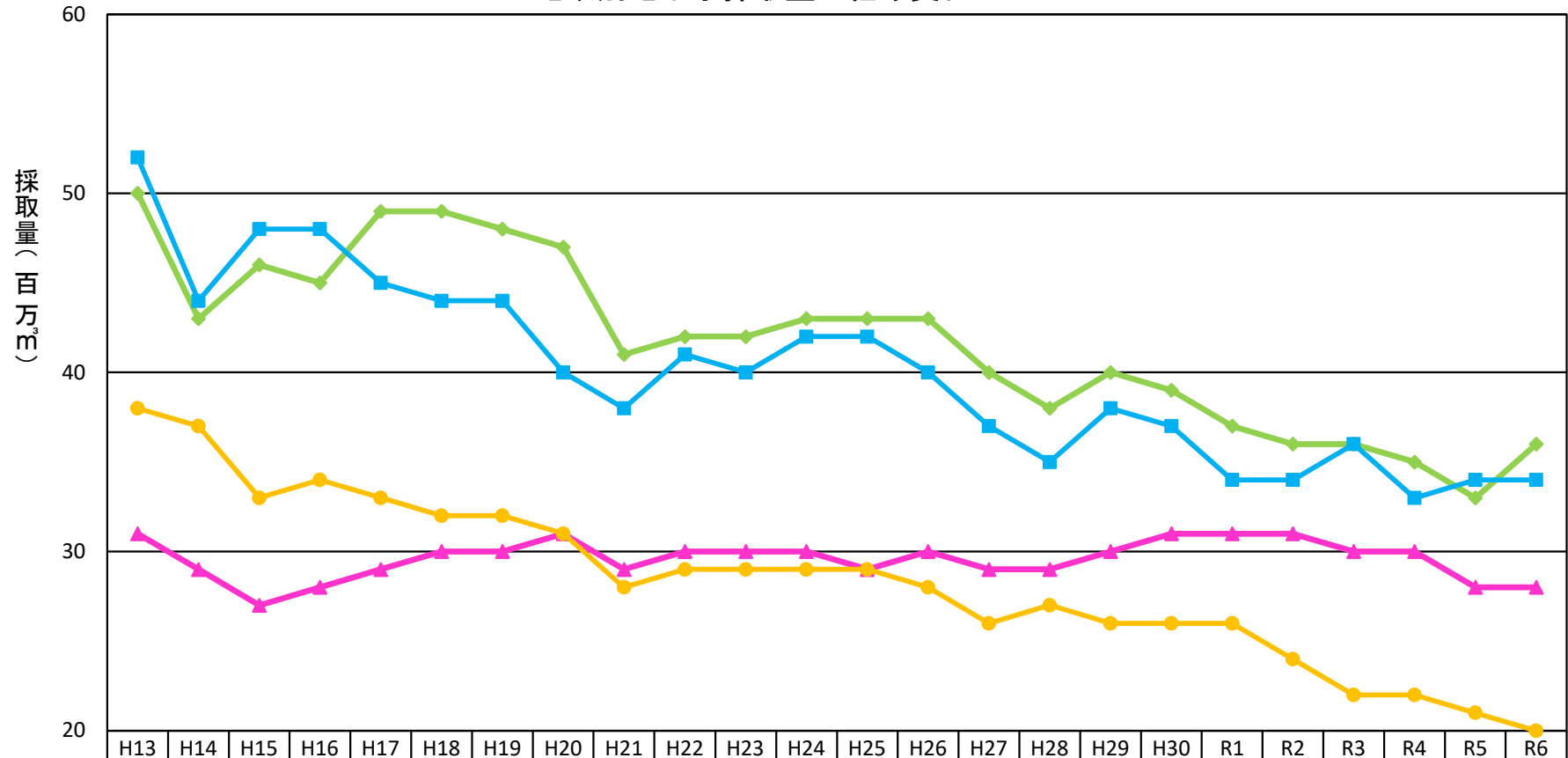
- 地下水の利用についても、節水を心がけましょう。
- 地下水を汚さないようにしましょう。

今後も継続的にきれいな地下水が使えるよう、適正利用に御協力をお願いします。

群馬県環境森林部環境保全課  
Tel: (027) 226-2835  
Fax: (027) 243-7704

## (3) 地域別・用途別地下水採取量

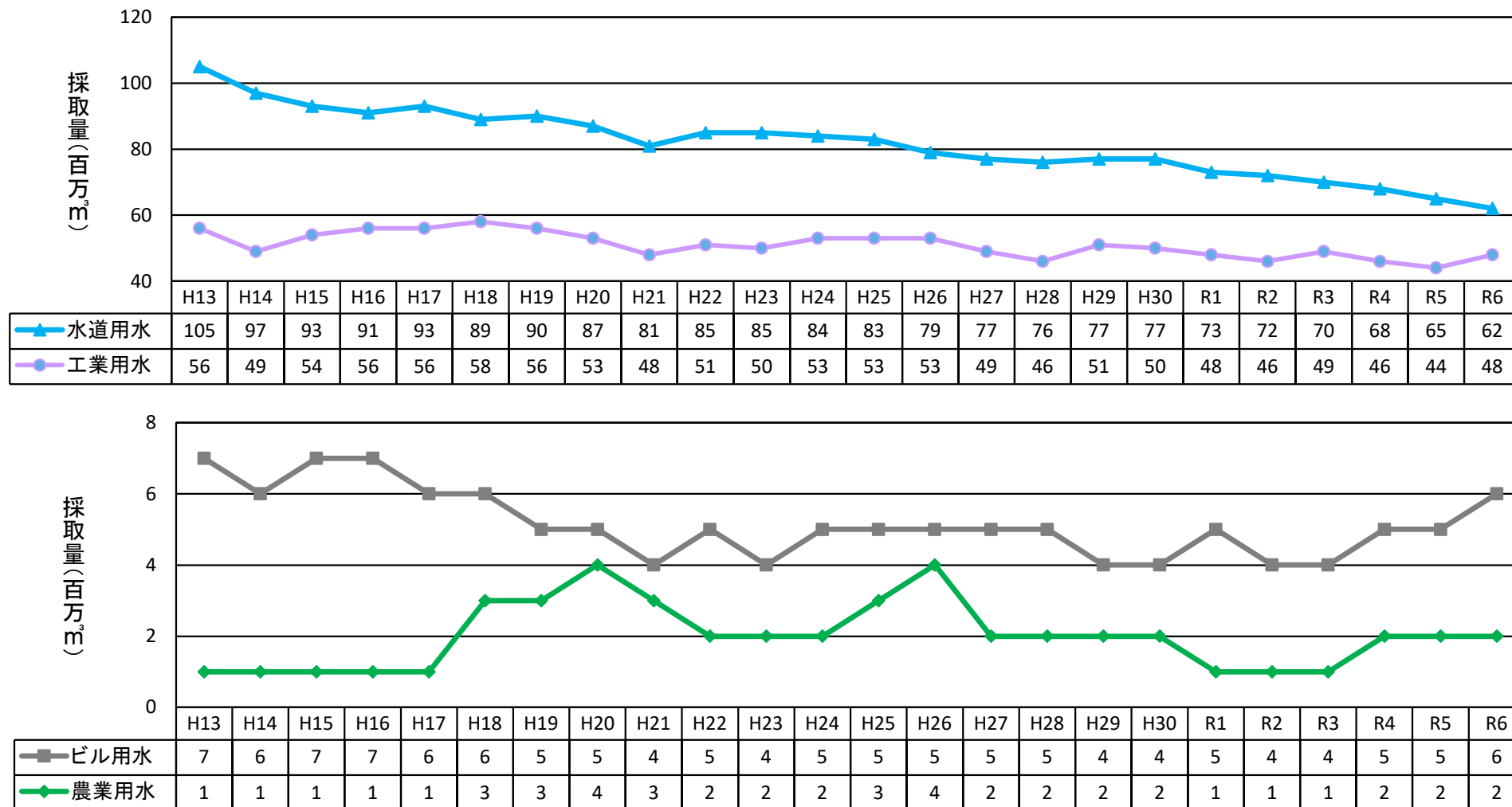
地域別地下水採取量の経年変化



- ・伊勢崎・佐波地域、前橋・高崎地域で地下水採取量が多い。
- ・全体的に減少傾向。
- ・保全地域のみ横ばいで推移している。

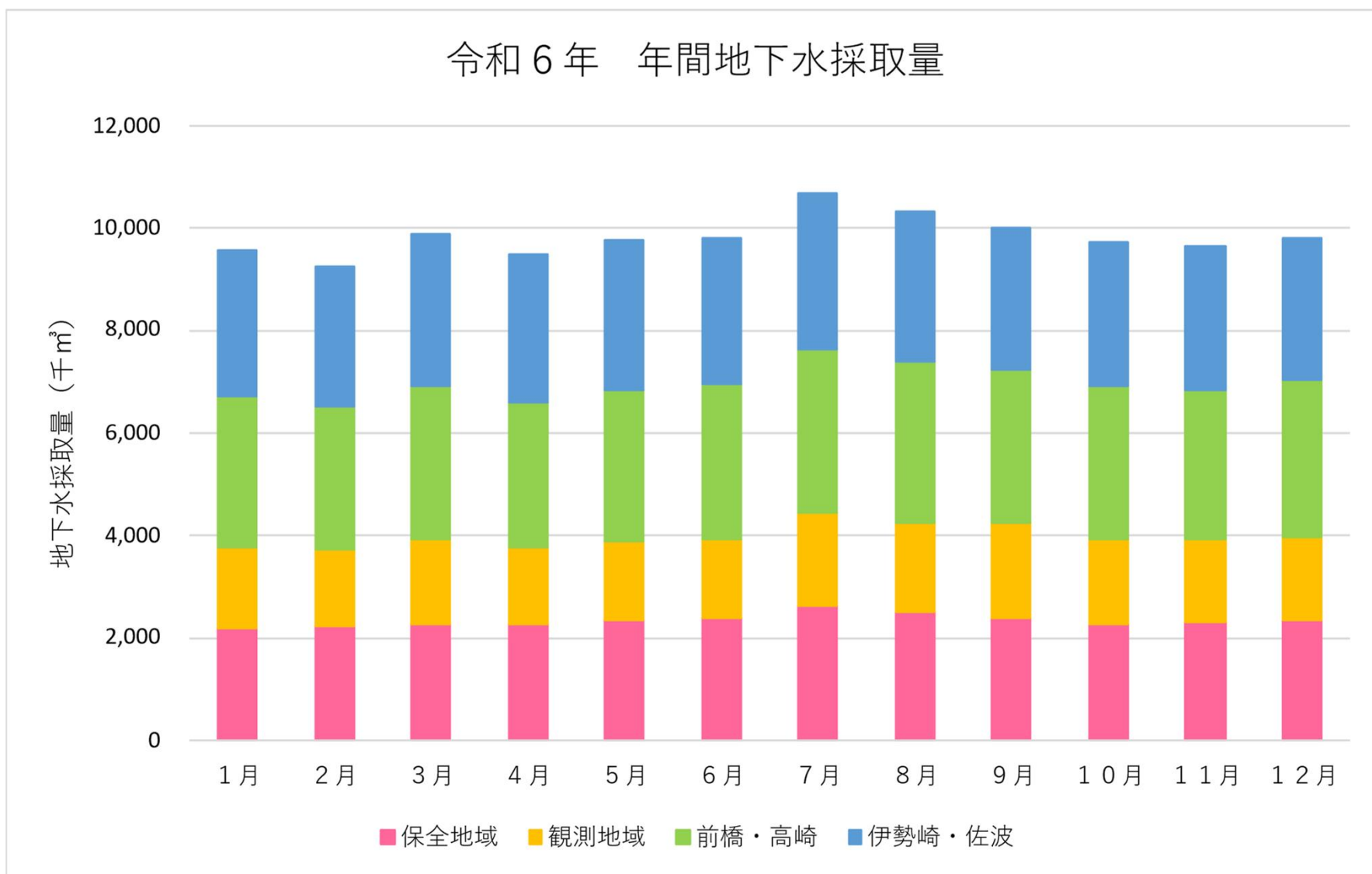
## (3) 地域別・用途別地下水採取量

用途別地下水採取量の経年変化



- ・過去24年間で、水道用水の地下水採取量は41%程度減少している。
- ・他はおおむね横ばいで推移している。

## (3) 令和6年 年間地下水採取量



・採取量が一番多くなっているのは7月。

## (3) 令和6年 年間地下水採取量

